

中標津町想いをつなぐ手話言語条例

手話は、手や指、体の動きや顔の表情を使って視覚的に表現する言語であり、音声言語である日本語とは異なる独自の文法体系を持つ言語です。手話は、手話を必要とする人にとって大切な言語として育まれ、そして一つの文化として脈々と受け継がれてきました。

しかし、過去を振り返るとき、手話は言語とは認められず、手話を使うことに多くの制約を受けてきた長い歴史があります。手話を必要とする人は、様々な場面で不便や不安を感じながら生活せざるを得ませんでした。

こうした中にあって、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、言語には手話が含まれるものと定義され、手話が言語であることが国際的に認められました。

一方、我が国においても、平成23年に障害者基本法が改正され、手話が言語であることが初めて明文化されました。

手話を必要とする子どもから高齢者までの誰もが地域で安心して暮らすためには、言語である手話を身につけ、手話を学び、手話を使うことができる環境をつくり、共に手話を育んでいくことが必要です。

町民のみならず、観光で訪れる人、仕事で訪れる人にも「ようこそ」と手話で挨拶が交わされるようなまちになることを願い、ここに、手話を通じて一人一人の想いがつながる中標津町を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話及び手話を必要とする人に対する理解の促進並びに手話の普及に関する基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話言語に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、誰もが心を通わせることができる共生社会を実現することを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例において使用する用語を、次のとおり定義します。

- (1) 手話を必要とする人 ろう者その他の手話を必要とする人をいいます。
- (2) 手話言語 音声言語である日本語とは異なる独自の文法体系を持つ言語としての手話をいいます。
- (3) 町民 町内に住所を有する人、町内で働く人及び町内で学ぶ人をいいます。
- (4) 事業者 町内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいいます。

(基本理念)

第3条 手話及び手話を必要とする人に対する理解の促進並びに手話の普及は、手話を必要とする人が手話によって意思を伝える権利を有し、その権利は尊重され、全ての町民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に手話を育むことを基本とします。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念にのっとり、手話言語に対する町民及び事業者の理解を広めるとともに、手話を使いやすい環境を整備するための施策を推進します。

(町民及び事業者の役割)

第5条 町民は、手話言語に対する理解を深め、町が推進する手話言語に関する施策に協力するよう努めるものとします。

2 手話を必要とする人は、手話言語に対する町民及び事業者の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとします。

3 事業者は、手話言語に対する理解を深め、町が推進する手話言語に関する施策に協力するよう努めるとともに、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供し、手話を必要とする人が働きやすい環境を整備するための合理的な配慮を行うよう努めるものとします。

(施策の推進)

第6条 町は、次の手話言語に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

(1) 手話言語に対する町民及び事業者の理解の促進並びに手話の普及に関する施策

(2) 手話を学ぶ機会の提供に関する施策

(3) 手話通訳者の確保及び養成に関する施策

(4) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

(懇談会の設置)

第7条 町は、手話言語に関する施策を推進するに当たっては、手話を必要とする人その他の関係者の意見を聞くため、懇談会を設置します。

2 前項の懇談会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

(財政上の措置)

第8条 町は、手話言語に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行します。